

新潟市巻ふれあい福祉センター

(新潟市西蒲区巻甲 4363・巻税務署向かい)

受付時間 午前9時～午後4時

問合せ 巻税務署 ☎ 0256-72-2355
(自動音声案内)

※贈与税の申告相談は、2月1日(火)以降受け付け。

●入場には、「当日入場整理券」またはLINEによる事前発行が必要です。なお、入場整理券の配布状況により後日の来場をお願いすることがあります(配布方法については、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください)。

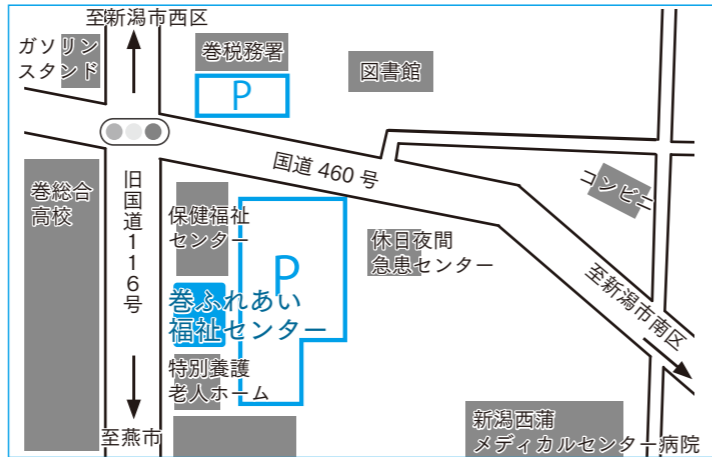


▲国税庁ホームページ「確定申告特集」

※会場ではご自身で申告書などの作成・記入・パソコン操作をしていただきます。また、スマホをお持ちの方は基本的に自分のスマホを利用して確定申告をしていただきます。

期間	対象	申告会場
2月8日(火)まで	還付申告の人	巻税務署庁舎
2月9日(水)～2月15日(火)	還付申告の人	新潟市巻ふれあい福祉センター
2月16日(水)～3月15日(火)	全ての人	新潟市巻ふれあい福祉センター

※いずれも土・日曜日・祝日を除く



申告時の持ち物

この表は一例です。不明な点は市税務課または巻税務署までお問い合わせください。

対象項目	持ち物・必要書類	備考
申告者全員	申告書または申告のお知らせ(送られてきた人)、マイナンバーおよび本人確認ができる書類(例1 マイナンバーカード 例2 マイナンバー通知カード+運転免許証 など)	・前年、市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を発送 ・申告のお知らせはがきは、巻税務署より該当の人に発送
給与・年金所得者	源泉徴収票	1年間に受給したすべてのもの
営業・農業・不動産所得者	収支内訳書(記入済みのもの)	記入方法が分からない人は、巻税務署へ問合せ(☎ 0256-72-2355)
一時所得者・雑所得者	収入および経費の分かる書類	—
社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの支払証明書*1	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の「納入済額のお知らせ」は1月下旬に発送*2
医療費控除	医療費控除の明細書(記入済みのもの)・医療費通知書・おむつ使用証明書など*3	・領収書の内容は、事前に医療費控除の明細書へ記入が必要 ・用紙は国税庁HPまたは、巻税務署・市役所税務課窓口にて配布
生命保険料控除	保険料の支払証明書	—
地震保険料控除	—	—
障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など*4	—
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書・年末残高等証明書	適用1年目の人は、巻税務署で申告
寄附金控除	寄附金の証明書など	【要注意】 ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人でも、他の控除などのため申告する人は必要
所得税の還付申告者	振込を希望する預貯金口座が分かるもの	申告者本人名義の口座に限る

- ※1 国民年金保険料に関する問合せ 三条年金事務所 ☎ 0256-32-2239
- ※2 「納税済額のお知らせ」に関する問合せ 収納課 管理係(市役所2階4番窓口) ☎ 0256-77-8155
- ※3 医師の発行する「おむつ使用証明書」以外でも、次の①～③のすべてに該当する人には申請により市が証明書を発行します。
① おむつ代医療費控除を受けるのが2年目以降である。
② 介護保険主治医意見書で、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1～C2(寝たきり)である。
③ 介護保険主治医意見書に尿失禁の発生可能性「あり」の記載がある。
- ※4 身体障害者手帳などをお持ちでない人も障害者控除が受けられる場合があります。対象者には1月末に「障害者控除対象者認定書」をお送りしています(身体障害者手帳の1級・2級をお持ちの人にはお送りしません)。
- ※3・4 問合せ・発行窓口 長寿福祉課 介護保険係(市役所1階28～30番窓口) ☎ 0256-77-8177

申告会場

感染拡大防止のため、各申告会場に来場する際はマスクを着用し、少人数でお越しください。なお、入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある場合、入場をお断りさせていただく場合があります。

市役所1階 つばめホール

受付時間 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日・祝日を除く) 午前8時30分～午後4時

問合せ 税務課 市民税1係(市役所2階5・6番窓口) ☎ 0256-77-8142

受付方法 ホームページ、または申告会場(市役所)で次のとおり受け付けます。

ホームページで受け付ける場合(スマホ・タブレット端末など)

- 市ホームページのリンクから特設ページへアクセスし、「順番待ち受付」をします。
- メールアドレス(またはリクルートID)などの必要な項目を入力します。
- 申告会場の受付で番号が表示されたスマホを係員に提示してください。

※受付完了後、現在の順番が確認できます。※画面上で呼び出しがかけたら、市役所の申告会場にお越しください。

※パソコンで受付した人は、画面を印刷または撮影したものをもちってください。

申告会場で受け付ける場合

- 市役所へ
- 申告会場受付で係員から番号券を受け取って待合室などで待ちます(番号券の二次元コードで順番を確認できるため、外で待つこともできます)。
- 自分の番号が表示されたら申告会場の受付で係員に番号券を提示してください。

★次のいずれかに当てはまる場合は「新潟市巻ふれあい福祉センター」で申告相談をしてください。

- 土地建物や株式の譲渡所得、先物取引の所得、特定口座からの配当所得、繰越損失がある人
- 住宅借入金控除適用の1年目の人
- 雑損控除の適用を受ける人
- 令和2年分以前の申告をする人
- 青色申告をする人
- 所得税の寄附金特別控除の適用を受ける人
- 亡くなった人の申告をする人

- 番号券は庁舎では午前8時15分ころから、ホームページでは午前8時20分ころから配布します。※番号券配布時間より早くお越しになるのはご遠慮ください。
- 3月6日(日)のみ休日申告相談を行います。受付時間が午前8時30分～11時までとなりますので、ご注意ください。※3月6日(日)のみホームページも午前8時15分ころから番号券を配布します。
- 申告会場への入場人数の制限や来庁者記録のための名前・住所・連絡先の記入に協力をお願いします。
- 混雑状況に応じて、受付時間内でも早めに締め切る場合があります。感染拡大防止のため、ご了承ください。
- 記入済みの申告書は、申告期間中、申告会場および税務課にて提出できます(申告書の用紙は、申告会場および税務課に3月15日(火)まで用意しています)。
- 申告期間中は申告会場に職員が出向いているため、税務課窓口での申告相談はできません。

マイナンバーカードをつかって、来年は自宅から確定申告を!

3月6日(日)の休日申告相談にあわせて、マイナンバーカードの申請受付を行います。今年マイナンバーカードを申請すると、来年からは申告会場に出向くことなくe-Taxを利用して申告をすることができます。
●受付時間 午前8時30分～正午
●受付窓口 市民課(市役所1階6番窓口)
※当日はマイナンバーカードの申請受付のみで、交付などの手続きは行いません。

詳しい内容は市ホームページをご覧ください。市民課にお問い合わせください。



市ホームページはこちら

マイナポイント第2弾も始まりましたよ。



●問合せ 市民課 窓口係 ☎ 0256-77-8339